

国家戦略特別区域法による特定非営利活動促進法の特例について

- 国家戦略特別区域会議が、区域計画について内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けたときは、NPO法人の設立認証等にあたり縦覧期間を2か月から2週間に短縮することとされました。
(国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部改正法 平成27年9月1日施行)
- 縦覧期間の短縮に伴い、縦覧期間の短縮の代替措置として、特定添付書類については、インターネットの利用又は公報への掲載により公表することとされました。
(内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則)

【NPO法特例制度の適用状況】 (平成29年1月20日現在)

NPO法特例制度については、以下の所轄庁等を含む国家戦略特別区域会議から区域計画の変更申請がなされ、いずれも認定されています。(認定順)

- | | | |
|-------|--------|---------------------------|
| 1 仙台市 | 6 愛知県 | 11 今治市 |
| 2 兵庫県 | 7 名古屋市 | 12 広島県 (注)運用開始日は後日となる予定です |
| 3 福岡市 | 8 千葉市 | 13 広島市 (注)運用開始日は後日となる予定です |
| 4 神戸市 | 9 北九州市 | |
| 5 新潟市 | 10 仙北市 | |